データセクション株式会社　定款

平成 12 年 7 月 11 日　作成

平成 28 年 6 月 28 日　改訂

平成 30 年 6 月 27 日　改訂

平成 30 年 8 月 27 日　改訂

令和元年 6 月 27 日　改訂

令和 4 年 6 月 28 日　改訂

令和 6 年 6 月 27 日　改訂

令和 6 年 12 月 19 日　改訂

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、データセクション株式会社と称し、英文では Datasection　Inc.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）情報処理及び情報提供サービス

（２）講演・セミナーの開催

（３）書籍、雑誌等の編集、出版及び販売

（４）インターネットを利用した広告代理業務

（５）コンピューター、システム及びソフトウェアの開発、販売、賃貸、設置及び保守運用並びにこれらに関連するコンサルティング

（６）不動産の売買、交換、賃貸借業務

（７）有価証券の投資及び運用、各種債権の買収為替取引並びに各種金融業

（８）食料品、清涼飲料水、衣料品、日用雑貨、医薬品、医薬部外品、保育用品、 育児用品、住宅設備機器、厨房機器の販売、宅配及び医療用器材、医療 機器類、福祉用具、介護用品、医療用品、衛生用品、リハビリテーション 機器、運動機器、運動用具の製造、販売、宅配、レンタル並びに輸出入事業

（９）人材育成のための教育事業

(10) 語学スクールの経営

(11) 書籍、教材の出版、企画、制作及び販売事業

(12) 語学に関する書籍、教材、ソフトウェアの企画・制作、出版及び販売

(13) 人工知能に関する技術の研究、企画、開発、販売、保守及びコンサルティングに関する業務

(14) 労働者派遣事業

(15) 経理、財務、人事、法務、税務、労務、コンプライアンス、内部統制、資産管理等に関する支援業務

(16) データセンター運営事業及びこれらに付帯するハードウェア若しくはソフトウェアの販売又は貸与等の事業

(17) 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都品川区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）　取締役会

（２） 監査等委員会
（３） 会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。
やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、30,400,000株とする。

（株主名簿管理人）
第７条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）
第８条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（自己株式の取得）
第９条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第３章　株主総会

（基準日）
第１０条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
２．前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

（単元株式数）

第１１条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（招　集）

第１２条　定時株主総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

２．当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

（招集権者及び議長）

第１３条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２．株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（株主総会の決議方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第３０９条第２項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（議　事　録）

第１７条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１８条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、７名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任方法）

第１９条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２．当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

３．取締役の選任については累積投票によらない。

（取締役の任期）

第２０条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２１条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２２条　取締役会の招集通知は、開催日の３日前までに各取締役に通知するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（代表取締役）

第２３条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

（取締役会の決議の省略）

第２４条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２５条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第２６条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第２７条　取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第２８条　取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２９条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第５章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第３０条　常勤の監査等委員は、監査等委員会の決議により選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第３１条　監査等委員会の招集通知は、開催日の３日前までに各監査等委員に通知するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催

することができる。

（監査等委員会の議事録）

第３２条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規程）

第３３条　監査等委員会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の選任）

第３４条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第３５条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第７章　計算

（事業年度）

第３６条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第３７条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第３８条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第３９条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、 当会社はその支払義務を免れる。

２．未払の配当金には利息をつけない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、２０２４年１２月１９日開催の臨時株主総会終結前の行為に関し、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第２条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、２０２４年１２月１９日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。